

# ○学校法人和泉短期大学役員（理事・監事）・評議員の 報酬等に関する規程

2003年10月25日制定

(趣旨)

**第1条** この規程は、学校法人和泉短期大学の理事長及び理事並びに監事（以下「役員という。」）の報酬、交通費、謝金について定める。

(報酬)

**第2条** 役員は、次の通りとする。

- |                       |       |          |
|-----------------------|-------|----------|
| (1) 理事長               | 月額    | 200,000円 |
| (2) 職務担当理事（人事・財務）     | 月額    | 10,000円  |
| (3) 理事および監事           | 月額    | 10,000円  |
| (4) 職務担当理事ならびに理事、監事出校 | 1回につき | 10,000円  |

ただし、学内理事は、適用しない。

(理事会、評議員会等)

**第3条** 理事会・評議員会及びこれに準ずる諸会議出席者の謝金及び交通費は、次のとおりとする。

- |            |   |
|------------|---|
| (1) 理事及び監事 | 交通費実費のみの支給とする                               |
| (2) 評議員    | 謝金 11,137円（所得税10%及び復興特別所得税0.21%込み）<br>交通費実費 |

ただし、学内評議員は、交通費実費のみの支給とする。

(公表)

**第4条** この法人は、この規程をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

**第5条** この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(規程の改廃)

**第6条** この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議を経て行う。

## 附 則

この規程は、2003年4月1日から施行する。

## 附 則

この規程は、2005年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、2007年4月1日から施行する。

**附 則**

2012年6月2日一部改正

**附 則**

この規程は、2013年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、2016年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、2020年4月1日から施行する。

## ○学校法人和泉短期大学役員（理事・監事）・評議員 退任慰労金等規程

**第1条** この規程は、学校法人和泉短期大学役員（理事・監事）および評議員の退任慰労金等について、必要な事項を定めることを目的とする。

**第2条** 役員退任慰労金は、役員が退任又は在任中死亡したときに、これを支給する。ただし、不正その他自己の責に帰すべき事由により退任する場合は、この限りでない。

**第3条** 役員退任慰労金は、慰労金の基準額を1年5万円とし、これに在任期間（在任年数に端数を生じたときは、満6ヵ月以上は切り上げて1年とし、6ヵ月未満は、これを切捨てる。）を乗じて得た額とする。ただし、基準額は物価の変動に伴い改正することができる。

**第4条** 役員で在任中特に功労のあった者、或いは在任中死亡した者又は10年以上在任した者、その他特別の事情ありと認めた者に対しては理事会に諮り、報労金（退任慰労金の100分の50以内）を支給することができる。

**第5条** 役員および評議員のうち常勤の教職員に対する退任慰労金は「和泉短期大学退職金規則」による。

**第6条** 評議員が退任したときは、退任慰労金相当の記念品を次のとおり支給する。

評議員 就任期間

1期（2年） 10,000円相当

2期（4年） 20,000円相当

3期以上 30,000円相当

**第7条** この規程の改廃は、学内運営協議会の議を経て、理事会が決定する。

### 附 則

1 この規程は、1995年4月1日より施行する。

### 附 則

この規程は、2011年4月1日より施行する。

### 附 則

この規程は、2013年4月1日より施行する。